

事務連絡

令和6年1月10日

都道府県・政令指定都市・中核市
土壌環境保全部局担当者殿

環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室土壌環境班

土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件で規定する
混合標準ガスに関する情報提供について（お知らせ）

平素より土壌環境保全の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
土壌汚染対策法に基づく土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成15年環境省告示第16号）においては、土壌ガス調査において用いる試薬（標準品）の要件について、下記のとおり定めているところです。

環境省告示第16号（抄）

2. 試薬

(1) 混合標準液の原液

すべての試料採取等対象物質を1mg/ml含む混合標準液の原液（注7）。アンプルは冷暗所で保管する。これに代えて、計量法（平成4年法律第51号）第136条若しくは同法第144条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付された混合標準ガス（ただし、当該混合標準ガスが市販されていない場合には、当分の間、製造事業者が濃度を保証するガスとすることができる。）を使用することができる。

（注7）2以上の標準液の原液を用いて、すべての試料採取等対象物質を50μg/ml含む混合標準液を調製してもよい。

今般、上記に規定する混合標準ガスについて、第一種特定有害物質の全種類に対応する製品の市販を開始した事業者に関する情報を受けましたのでお知らせいたします。

<情報掲載URL>

<https://www.takachiho.biz/index2.html>

【連絡先】

環境省水・大気環境局環境管理課

環境汚染対策室土壌環境班

担当：甲斐、築山、鶴岡

電話：03-5521-8322

E-mail：mizu-dojo@env.go.jp